

イ)

阿波市放課後児童クラブ並びに児童館部会のまとめ

- 部会の開催…9月25日に立ち上げ、現在までに5回開催
- 国の子育て会議のなかにつくられた「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」で、基準に関する検討がなされ、国としての基準が定められます。
そこで、阿波市においても、部会で運営基準等について検討してきました。
- 放課後児童クラブの機能・役割は、親が就労等の子どもの「遊び及び生活の場」「生活の場としている児童の健全育成」「保護者の仕事と子育ての両立支援」というガイドラインの考え方を基本とします。
- 基準については、平成26年度中に条例化し、阿波市運営マニュアル等を作成します。それに基づき、27年度以降は統一した運営を行います。

【従うべき基準】

- (1) 指導員の資格…「児童の遊びを指導する者」の6要件に加えて研修を義務付ける。
無資格者の認定講習は都道府県が行う。

※6要件

- ① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養護施設を卒業した者
- ② 保育士
- ③ 社会福祉士
- ④ 高卒等の者であって、2年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑤ 教員免許を有する者（幼稚園、小学校、中学校、高校）
- ⑥ 大学・大学院で社会福祉学、心理学等の課程を修めて卒業し、児童厚生施設の設置者が適当と認めた者等

- (2) 指導員の配置…児童数おおむね40人までで複数配置。
一人は有資格者とする。
- (3) 専用室・専用スペースについて…1人当たり1.65㎡以上とする。

○ 部会の決定事項

- (1) 市内7クラブの各クラブの運営員会に委託しているが、運営・会計・職員規定など基準を定め、平成27年4月に運営委員会を一本化する。
- (2) 施設整備…各クラブから要望をあげ、緊急性の高いものから順に年次的に整備を計画する。
土成小放課後児童クラブの改築を優先に予定している。

イ)

阿波市放課後児童クラブ並びに児童館部会のまとめ（児童館運営について）

1. 日程と協議事項

（第3回）平成25年12月11日（水）

- 協議事項 ①学童導入について
②職員の処遇について
③平成27年度からの指定管理について
④幼稚園の利用について

（第4回）平成25年12月20日（金）

- 協議事項 ①学童導入時期について
②移行期間の保護者説明について
③利用時間や幼稚園児利用の変更について

2. 部会の決定事項

児童館は平成28年度から学童に移行する。移行するまでの期間十分保護者に説明を行っていく。又、幼稚園の受け入れや開館時間等の運営方法の変更については、指定管理者や幼稚園及び関係機関と協議をしながら、平成27年度をめどに保護者や幼稚園への説明を行っていく。

口)

阿波市病児・病後児保育検討委員会

1 目的

阿波市における病児・病後児保育を効果的に実施するため、阿波市病児・病後児保育検討委員会を設置し、病児・病後児保育のあり方、運営等について調査検討を行い、その結果を市長に報告する。

2 委員構成（13名）

保護者（保育所・幼稚園・放課後児童クラブ）、保育所・幼稚園職員、小学校養護教諭、放課後児童クラブ指導員、医療関係者（小児科医、看護師）、吉野川保健所、健康推進課

3 協議内容等

25年9月に委員会を立ち上げ、3回協議を行った。また、病児・病後児預かり研修会（徳島県勤労者福祉ネットワーク主催）への参加や、病児・病後児保育施設の視察研修を行った。

①病児・病後児保育施設（徳島市 田山チャイルドクリニック） 視察研修

【田山医師の話】

まれに、病児保育中に体調が悪くなって緊急入院する子どもがいる。医療機関併設型の場合は、体調が悪くなればすぐに子どもを診察することができるが、保育所には医師がいないので、医師の診察が必要かどうかなど、看護師の判断が非常に重要となってくる。また、緊急時にすぐに医師が保育所に行けるどうかも課題となる。

これらの点において、医療機関併設型は子どもの命の安全が担保されているが、保育所で病後児保育を実施する場合は、どうやって命の安全を担保するかを十分協議しなければならない。

また、通い慣れている保育所で預かってもらう方が子どもは安心することだが、病児保育施設で預かるのは短期間であるし、病気の子どもの元気な時に比べ機嫌は悪いので、そのあたりも心得て保育している。病気の際は親や家族が看護するのが一番であるが、どうしても親や家族が看護できない時に利用するのが病児保育施設である。やはり、子どもの命を第一に考えた方がよいのではないか。

②今後の方向性について協議 〈委員からの意見〉

- ・ 視察などを踏まえると、やはり病児保育は医療機関併設型であるのがよいと思う。利用する側としては、登録料は「ない」に越したことはない。
 - ・ もし病児保育を利用するとなったときに、その医療機関がかかりつけであれば安心して預けることができるので、普段からその医療機関を利用してもらいたい。
 - ・ 阿波市内に病児・病後児保育施設があつて、広域化で近隣の自治体にある施設も利用できるようにすれば、阿波市外に勤務する親にとってはとてもありがたいのではないか。
 - ・ かかりつけが市外の医療機関で、病児・病後児保育施設があつた場合、広域化すると、そちらに利用者が流れてしまうので、市内の病児保育施設の経営が成り立たないかもしれない。
- ⇒ まず、市（子育て支援課）から、病児・病後児保育の実施に向け、市内の医療機関に働きかける。

⇒その結果、

ア 市内の医療機関が受けてくれる場合

広域化（市外の施設も安い料金で利用できるようにする）にはせず、市民は阿波市の病児・病後児保育施設を利用してもらうことにする。

イ 市内の医療機関が受けてくれない場合

再度検討委員会で協議する。